

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市山科区勸修寺東北出町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年12月25日まで			
事業課(所)名	橋りょう健全推進課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

補修橋りょう				橋	2
勸修寺橋	m	36.9	南畑人道橋	m	11.4

施 工 理 由

本工事は「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、勸修寺橋及び南畑人道橋において老朽化修繕を行うことにより、安全・安心な市民生活の実現に向けた道路ネットワークの確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）（勸修寺橋）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区		
調整区分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

積算参考資料（間接費補正一覧）（南畑人道橋）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区		
調整区分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

積算参考資料（間接費補正一覧）（全体）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区		
調整区分	施工箇所点在	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（略称）	工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
勸修寺橋	橋梁付属物工	橋梁用高欄工	橋梁用高欄			m	132,900	材工共	
勸修寺橋	橋梁付属物工	橋梁用高欄工	支柱アンカー工			箇所	7,960	材工共	
勸修寺橋	橋梁補修工	ひび割れ補修工	充てん工法	1 構造物当り補修延べ延長:20m 未満, 材料種類:可撓性エポキシ樹脂系	可とう性エポキシ樹脂	構造物	103,300	材工共	
勸修寺橋	橋梁補修工	断面修復工	左官工法	1 構造物当り修復延べ体積:0.390m3, 材料種類:ポリマーセメントモルタル, 鉄筋クレン・鉄筋防錆処理:混在		構造物	1,166,000	材工共	
勸修寺橋	現場塗装工	橋梁塗装工	素地調整	循環式ブラスト工法		m2	14,250	材工共	
勸修寺橋	現場塗装工	橋梁塗装工	研削材及びクレンかす回収・積込			m2	3,417	施工費	
勸修寺橋	共通仮設費	安全費	鉛等呼吸用保護具等費用			式	2,065,000	材料費	
南畑人道橋	橋梁補修工	高欄補修工	ナット取替	M16		個	878.8	材工共	
南畑人道橋	橋梁補修工	高欄補修工	ナット取替	M12		個	875.3	材工共	
南畑人道橋	橋梁補修工	断面修復工	左官工法	1 構造物当り修復延べ体積:0.1m3 未満, 材料種類:ポリマーセメントモルタル, 鉄筋クレン・鉄筋防錆処理:混在		構造物	254,200	材工共	
南畑人道橋	橋梁補修工	桁補修工	金属ハネ補修	1 構造物当り修復延べ体積:0.003m3, 材料種類:金属補修ハネ材		構造物	940,400	材工共	
南畑人道橋	現場塗装工	橋梁塗装工	塗膜除去工	塗膜除去方法:塗膜剥離剤		m2	6,536	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（略称）	工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
南畑人道橋	現場塗装工	橋梁塗装工	廃材回収積込			m2	3,138	施工費	
南畑人道橋	現場塗装工	橋梁塗装工	廃材収集運搬			回	65,000	施工費	
南畑人道橋	現場塗装工	橋梁塗装工	廃材処分	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類等含む),鉛溶出量基準値10倍以下		m3	80,000	処分費	管理費区分 T
南畑人道橋	共通仮設費	安全費	鉛等呼吸用保護具等費用			式	595,200	材料費	
南畑人道橋	共通仮設費	技術管理費	塗膜溶出量試験費	試験項目:鉛,検体数:1検体		式	12,800	調査費	管理費区分 9

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
橋梁架設工事の積算	令和6年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	吊足場	南畑人道橋
橋梁架設工事の積算	令和6年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	剥離用養生シート工	南畑人道橋
橋梁架設工事の積算	令和6年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	鉄筋探査(横向き)	南畑人道橋

設計内訳書（勸修寺橋）

工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
伸縮継手工		式	1				
既設材撤去 (A1側)		m	9				(概)
既設材撤去 (A2側)		m	9				(概)
乾式止水材設置 (A1側)		m	8				(概)
乾式止水材設置 (A2側)		m	8				(概)
支持金具設置 (A1側)		m	2				(概)
支持金具設置 (A2側)		m	2				(概)
止水ゴムパッキン設置 (A1側)		m	2				(概)
止水ゴムパッキン設置 (A2側)		m	2				(概)
橋梁用高欄工		式	1				
高欄撤去		m	72				

設計内訳書（勸修寺橋）

工事名	（総合評価）勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁用高欄		m	72				
支柱アンカー工		箇所	40				
橋梁補修工		式	1				
ひび割れ補修工		式	1				
充てん工法	1構造物当り補修延べ延長:20m未満, 材料種類:可撓性エポキシ樹脂系	構造物	1				
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:320.8m, 材料種類:エポキシ樹脂系	構造物	1				
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.390m3, 材料種類:ポリマーセメントモルタル, 鉄筋クレン・鉄筋防錆処理:混在	構造物	1				
人力積込	コンクリート塊	m3	0.4				
殻運搬		m3	0.4				
殻処分	コンクリート塊(無筋)	m3	0.4				
水切り設置工		式	1				
水切り設置		m	72				

設計内訳書（勸修寺橋）

工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場塗装工		式	1				
橋梁塗装工		式	1				
素地調整	循環式プラスチック工法	m2	730				
防食下地	有機シンクリッチェント	m2	730				
下塗	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー, 塗装箇所:主桁・横桁・下横構, 塗装回数:1回	m2	730				
中塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩, 塗装箇所:主桁・横桁・下横構, 塗装回数:1回	m2	730				
上塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩, 塗装箇所:主桁・横桁・下横構, 塗装回数:1回	m2	730				
研削材及びケレンかす回収・積込		m2	730				
仮設工		式	1				
足場		式	1				
吊足場 (参考数量)	桁高h≥1.5(中段足場含む), 供用月数:5ヶ月, 現場環境:橋梁路面から設置	m2	350				(概)
プラスチック養生シート工 (参考数量)	養生回数:1回	m2	350				(概)
暴露対策工		式	1				

設計内訳書（勸修寺橋）

工事名	（総合評価）勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鉛対応集塵機 (参考数量)	ダストミックFNX-VIII同等品以上(160m3/min)	橋	1				(概)
エアシャワー (参考数量)	KAS-P04型同等品以上	橋	1				(概)
クリーンルーム (参考数量)	簡易セキユリティールーム	橋	1				(概)
真空掃除機 (参考数量)		橋	1				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	115				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の33.5%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				

設計内訳書（勸修寺橋）

工事名	（総合評価）勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
安全費		式	1				
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（南畑人道橋）

工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁補修工		式	1				
沓座補修工		式	1				【公共関連】
チビソク		m2	1.3				【公共関連】
削孔	削孔径:26mm, 削孔深さ:250mm	孔	28				【公共関連】
アンカー筋挿入	アンカー筋種類:D16 (SD345), 注入材材質:エポキシ樹脂系	本	28				【公共関連】
コンクリート	コンクリート規格:24-12-25 (20) (高炉)	m3	0.4				【公共関連】
型枠	型枠の種類:一般型枠	m2	3				【公共関連】
鉄筋	鉄筋材料規格・径:SD345 D13	t	0.04				【公共関連】
高欄補修工		式	1				
ナット取替	M16	個	16				
ナット取替	M12	個	15				
塗装塗替 (Rc-Ⅲ) (ナット取替部)	素地調整～上塗	m2	0.1				

設計内訳書（南畑人道橋）

工事名	（総合評価） 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ひび割れ補修工		式	1				
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:25m未満, 材料種類:エポキシ樹脂系	構造物	1				
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.1m3未満, 材料種類:ホリマーセメントモルタル, 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理:混在	構造物	1				
人力積込	コンクリート塊	m3	0.01				
殻運搬		m3	0.01				
殻処分	コンクリート塊(無筋)	m3	0.01				
桁補修工		式	1				
金属パテ補修	1構造物当り修復延べ体積:0.003m3, 材料種類:金属補修パテ材	構造物	1				
現場塗装工		式	1				
橋梁塗装工		式	1				
塗膜除去工	塗膜除去方法:塗膜剥離剤	m2	45				
素地調整	素地調整種類:2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m2	45				

設計内訳書（南畑人道橋）

工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防食下地		有機シンクリッチェント	m2	45				
下塗		塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー, 塗装箇所:主桁・横桁・デッキ床版, 塗装回数:1回	m2	45				
中塗		塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩, 塗装箇所:主桁・横桁・デッキ床版, 塗装回数:1回	m2	45				
上塗		塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩, 塗装箇所:主桁・横桁・デッキ床版, 塗装回数:1回	m2	45				
廃材回収積込			m2	45				
廃材収集運搬			回	1				
廃材処分		廃材種別:ケレンかす(防護服及びビント類等含む), 鉛溶出量基準値10倍以下	m3	1				
仮設工			式	1				
足場			式	1				
吊足場 (参考数量)		桁高h<1.5, 供用月数:1ヶ月, 現場環境:橋梁路面から設置	m2	29				
剥離用養生シート工 (参考数量)		養生回数:1回	m2	29				
暴露対策工			式	1				
負圧集塵機 (参考数量)		Novair700同等品以上(19m3/min)	橋	1				(概)

設計内訳書（南畑人道橋）

工事名	(総合評価) 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
エアシャワー (参考数量)		橋	1				(概)
クリーンルーム (参考数量)		橋	1				(概)
真空掃除機 (参考数量)		橋	1				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	27				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の35.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				

設計内訳書（南畑人道橋）

工事名	（総合評価） 勸修寺橋他 1 橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1				内 2号
技術管理費		式	1				
塗膜溶出量試験費	試験項目:鉛, 検体数:1検体	式	1				内 3号
鉄筋探査(横向き)	極小規模	m2	1.3				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（南畑人道橋）

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	鉛等呼吸用保護具等費用						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	鉛等呼吸用保護具等費用		式	1			
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	鉛等呼吸用保護具等費用						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	鉛等呼吸用保護具等費用		式	1			
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	塗膜溶出量試験費	試験項目:鉛, 検体数:1検体					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 塗膜溶出試験費_鉛		検体	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 （総合評価）勸修寺橋他1橋補修工事

工事場所 京都市山科区勸修寺東北出町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第4条（前払金）

- 1 設計内訳書（勸修寺橋）の前払金は各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 2 設計内訳書（南畑人道橋）の前払金は、本内訳の請負代金の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 3 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

- 4 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（勸修寺橋）

支払限度額の割合

令和7年度 31.5%

令和8年度 68.5%

出来高予定額の割合

令和7年度 35.0%

令和8年度 65.0%

各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事は2橋りょう（勸修寺橋、南畑人道橋）の補修を行うものであり、工期内に工事が完了するよう、適切な工程管理を行う必要がある。そのため、工事着手前に監督職員へ実施工程を提出し、了承を得てから施工すること。
- 2 交通規制をする場合は、具体的な交通規制図を作成し、交通管理者及び地元関係者の理解を得ること。
- 3 事前調査で実施した既存塗膜の有害物質含有試験により、勸修寺橋には鉛、全クロム及びPCB、南畑人道橋には鉛及び全クロムが塗膜に含まれていることが判明している。そのため、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日、厚生労働省による通達）に係る「塗装の剥離等作業を請け負う事業者について」の記載事項を理解し、遵守すること。
- 4 PCB廃棄物は譲渡及び譲受けが禁止されているため、本市が排出事業者となる。排出事業者を除き、PCB廃棄物の運搬について許可を得た者でなければ運搬することができないため、保管方法や運搬方法について監督職員と協議し、適切に措置すること。なお、運搬等が生じた場合は、要した費用を設計変更の対象とする。
- 5 勸修寺橋におけるPCB廃棄物の処分及び処分に係る運搬については、別途別事業者と契約する予定であり、本工事では現場積込までを計上している。
- 6 南畑人道橋について、ケレンかす（防護服及び防護シート類等含む）に含まれる鉛の溶出量は、 $3.0\text{mg}/\ell$ 以下と想定しているが、溶出試験の結果に応じて処分費を設計変更の対象とする。

第2条（施工時間）

施工は原則昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工程）

本工事の施工に当たっては、下記の工程に関する条件等に留意すること。

- 1 河川内施工期間は河川非出水期間（10/16～6/15）を原則とする。本期間を超過する河川内施工（主桁下フランジより上は除く）については一切認めず、工期内で工事が完了しなかった場合、次期非出水期まで工期延期するか、または工期延期せずに工事内容の減額変更を行うものとする。
- 2 南畑人道橋については、令和7年12月までに現場施工を完了するよう努め、令和8年3月13日までに既済部分検査を受け、部分引き渡しを行うこと。

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
勸修寺橋	1 ～ 4 名	交通誘導警備員 B 1 ～ 4 名	昼 間	無
南畑人道橋	1 ～ 3 名	交通誘導警備員 B 1 ～ 3 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

橋りょう	工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
勸修寺橋	伸縮継手工	乾式止水材設置	乾式止水材、支持金具、止水ゴムパッキン
	橋梁用高欄工	橋梁用高欄	橋梁用高欄
	ひび割れ補修工	充てん工法	充てん材
		低圧注入工法	シール材、注入材、注入器具
	断面修復工	左官工法	ポリマーセメントモルタル、防錆剤
	水切り設置工	水切り設置	水切り材
	橋梁塗装工	下塗	塗装材料
		中塗	塗装材料
		上塗	塗装材料
南畑人道橋	杓座補修工	アンカー筋	D16 SD345
		鉄筋	D13 SD345
	ひび割れ補修工	低圧注入工法	シール材、注入材、注入器具
	断面修復工	左官工法	ポリマーセメントモルタル、防錆剤
	桁補修工	金属パテ補修	金属パテ材
	橋梁塗装工	塗膜除去工	塗膜剥離剤
		下塗	塗装材料
		中塗	塗装材料
		上塗	塗装材料

第3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

橋りょう	工種-種別等	細 別	確 認 時 期
南畑人道橋	沓座補修工	鉄筋	鉄筋組立て時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

橋りょう	工種-種別等	細 別	確 認 項 目
勸修寺橋	橋梁高欄工	高欄撤去	撤去完了後の状況
		橋梁用高欄	設置完了後の状況
	ひび割れ補修工	充てん工法 低圧注入工法	施工完了後の状況、空袋確認
	断面補修工	左官工法	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態、施工完了後の状況、空袋確認
	橋梁塗装工	素地調整 下塗、中塗、上塗	素地の状況、上塗完了後の確認、空袋確認
	足場工	吊足場	補修等の施工完了前後の状況
南畑人道橋	沓座補修工	削孔	削孔径、削孔深さ、削孔位置
		アンカー筋挿入	基準試験、定期管理試験、日常管理試験
	ひび割れ補修工	充てん工法 低圧注入工法	施工完了後の状況、空袋確認
	断面補修工	左官工法	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態、施工完了後の状況、空袋確認
	橋梁塗装工	素地調整 下塗、中塗、上塗	素地の状況、上塗完了後の確認、空袋確認
	足場工	吊足場	補修等の施工完了前後の状況

第5条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第6条（品質管理試験）

1 本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
コンクリート	24-12-25(20)BB	スランプ試験	打設前	1回／日以上
		空気量試験	打設前	1回／日以上
		圧縮強度試験	打設前	1回／日以上 (試験1回に当り、 1週・4週を各3個)

2 本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備考
アンカー 筋挿入	アンカー 筋	引張試験 アンカーボルト長さ試験	特記仕様書（個別工事編）「5 その他事項」第6条による。	
断面修復工	ポリマー セメント モルタル	コンクリートとの付着性	1.5N/mm ² 以上、施工単位ごと	
		圧縮強度	強度 24N/mm ² 以上、施工単位ごと	
		フロー試験	使用材料による管理値、施行日毎	

第7条（既済部分検査等）

本工事における契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」は以下のとおりとする。

指定部分	引渡日
設計内訳書（南畑人道橋）の全部	令和8年3月13日

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

橋りょう名	建設副産物	受入場所	備 考
勸修寺橋	コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12	設計運搬距離 L = 8.4 km
南畑人道橋	コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12	設計運搬距離 L = 9.9 km
	ケレンかす(防護服及 びシート類等含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中宇福吉 5 4 0 番地の 6	設計運搬距離 (京都市)～ (神戸市内)

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の2か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第4条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条(鉛・PCB等の適正処理)

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成26年5月30日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者につ

いての記載事項を遵守すること。

2 含有量試験について

勸修寺橋及び南畑人道橋の塗膜の各有害物質の含有量試験（2022 年 10 月 4 日に実施済み）の結果については、監督員から別途通知する。

3 溶出試験について

南畑人道橋については、各有害物に関する溶出試験を実施すること（ただし、P C B は除く。）。

溶出試験の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 4 8 年環境庁告示 1 3 号）に準ずるものとする。溶出試験の結果は、速やかに監督職員へ報告するとともに、特別管理産業廃棄物の判定基準値（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2）を超過する場合は、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。

4 P C B について

本特記仕様書「2 現場条件に関する事項」における第 1 条（現場条件）の 4 及び 5 による。

第 6 条（アンカー筋挿入）

1 施工

- （1）請負者は、足場解体前に、検査に必要な所定の様式を監督職員に提出し、出来高確認を受けること。
- （2）あと施工アンカーの施工は、構造物施工管理要領（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）に従い施工すること。
- （3）注入材については、エポキシ系樹脂を標準とする。使用の際は必ず監督職員の承諾を得て使用すること。
- （4）エポキシ系樹脂は、次表に試験項目と規格値に適合する試験成績表を 1 ロット毎に提出しなければならない。

2 注入用エポキシ系樹脂規格値

試験項目	試験方法	試験条件	規格値
比重	JIS K 7112	23℃	1.2±0.2
圧縮降伏強度	JSCE K 7181	23℃(7 日養生)	50N/mm ² 以上
引張強度	JIS K 7161	〃	20N/mm ² 以上
曲げ強度	JSCE K 7171	〃	40N/mm ² 以上
引張せん断付着強度	JIS K 6850	〃	10N/mm ² 以上
衝撃強度	JIS K 7111-1	〃	1.5kJ/m ² 以上
圧縮弾性係数	JIS K 7181	〃	1000N/mm ² 以上
硬度	JIS K 7215	〃	80HD 以上

※工事材料承諾願には、上記の規格試験値の他、粘度、可使時間、硬化時間を記載しなければならない。

- （5）あと施工アンカーの施工計画書には下記の項目を記載すること。

①使用材料 ②施工手順 ③穿孔機械の緒元 ④穿孔箇所 ⑤穿孔径及び穿孔長の確認方法⑥

穿孔後の孔内の清掃方法 ⑦接着剤の充填方法 ⑧施工時の気温 ⑨養生方法 ⑩品質管理試験 ⑪安全衛生管理

- (6) 穿孔に際しては、既設構造物の鉄筋に損傷を与えないように十分注意すること。
- (7) あと施工アンカーの施工は、(社)日本建築後施工アンカー協会の認定する作業資格認定者のもとで行わなければならない。
- (8) コンクリート削孔の際、既設の鉄筋を切断してはならない。やむをえず鉄筋を切断しなければならない場合は、強度計算を行い、既設橋台に支障がないかを確認し、速やかに監督職員に報告し、監督職員の了解を得てから切断すること。
- (9) 削孔位置が既設の鉄筋と重なる場合等でアンカーの位置等を変更する場合には、隣接するアンカーへの影響や、コンクリート端部の影響を考慮して、設計の変更を行わなければならない。

2 基準試験

- (1) 基準試験は、使用する材料及び施工方法により、アンカーが所定の品質を満足するかを確認することを目的に、施工前に行う試験である。
- (2) 基準試験の実施時期は、本施工開始前とする。また、試験頻度は、同一材料、同種の施工条件について1回とする。
- (3) 試験1回につき3本以上について引張試験(アンカーの引抜き試験)を行う。
試験結果の判定は、試験数量全てが、(アンカーの引抜き耐力) $\geq (\sigma_{ST} \times \text{公称断面積})$ の場合に合格する。
なお、 σ_{ST} は原則としてアンカー鉄筋の許容応力度とする。
- (4) 試験は施工対象構造物において実施し、本施工に影響のない箇所で行うことを標準とする。
- (5) 判定に適合しない場合は、使用材料・施工方法の変更等の対策を講じ、再度基準試験を実施し、合格しなければならない。

3 定期管理試験

- (1) 定期管理試験は、施工されたアンカーが所定の品質を満足するかを確認する為に、定期的に抜き取り実施する試験である。
- (2) 試験頻度は、同一材料、同種の施工条件について、1回以上実施する。
- (3) 試験方法は基準試験に準ずる。
- (4) 施工されたアンカーのうち監督職員が指示するもの。
- (5) 判定に合格しない場合は、監督職員の指示により、同様な条件により施工されたと考えられるアンカーについて引抜き試験を実施する。引抜き試験の結果、判定に適合しないアンカーについては、原則として再施工とする。また、以後の施工に際しては、使用材料・施工方法を検討の上、基準試験を再度実施する。

4 日常管理試験

- (1) 日常管理試験は、施工されたアンカーが所定の品質を満足するかを確認する為に、アンカーの施工日毎に目視、打検などにより全数、および抜き取りでアンカーボルト長さ試験を実施するものである。
- (2) 確認項目は以下のとおりとする
 - ① 施工条件及び施工方法が、施工計画及び基準試験と合致していること。
 - ② 穿孔径及び穿孔長が設計図書どおりであること。
 - ③ 穿孔後の孔内清掃が十分であること。

- ④ 接着剤の充填が十分であること。
- ⑤ ハンマー等で打検を行い、アンカーが十分定着されていること。また、所定の寸法であること。
- ⑥ アンカーボルト長さ試験による測定値が、設計長の 98%以上であること。
- ⑦ その他監督職員の指示する事項。

第7条（橋梁補修工）

1 ひび割れ補修工

(1) 品質規格

ひびわれ注入材はエポキシ樹脂系材料を標準とし、次表を満足するものでなければならない。注入材の規格は「2種」を標準とし、ひびわれ進行レベルに応じて、適宜選定し、監督員の承諾を得るものとする。

エポキシ樹脂系ひびわれ注入材の品質規格

項目			単位	1 種	2 種	3 種	試験方法
ひびわれ進行区分			—	進行度 A	進行度 B	進行度 C	—
ひびわれ幅			mm	0.2～5.0	0.2～5.0	0.2～5.0	—
未硬化の注入材	粘度($\times 10^{-3}$)※		Pa・S	1,000 以下	—	1,000 以下	JIS K 6833
	チキソトロピック係数※注 1)		—	—	4.0±1	—	JIS K 6833
	可使時間※注 2)		min	30 以上	30 以上	30 以上	温度上昇法注 3)
	収縮率		%	3.0 以下	3.0 以下	3.0 以下	JIS A 6024
硬化した注入材	伸び率		%	—	50 以上	100 以上	JIS K 7161 JIS K 7162
	モルタル 付着強さ	乾燥面	N/mm ²	6 以上	6 以上	6 以上	JIS A 6024
		湿潤面	N/mm ²	3 以上	3 以上	3 以上	JIS A 6024
	付着力耐久性保持率		%	60 以上	60 以上	60 以上	JIS A 6024

ひびわれ進行区分

進行度 A：日変化または温度変化によるひびわれの挙動および構造に起因するひび割れの発生を対象とし、異常なひびわれ幅の進行がないもの。

進行度 B：完全にひびわれの進行が止まった保証が得られない場合。

進行度 C：ひびわれ幅が増加している場合。

注 1)チキソトロピック係数とは液状試料の揺変性の程度を表す。試験方法は JIS K 6833 を準用し、同一ローターでの 2rpm における粘度と 20rpm における粘度の比をチキソトロピック係数とする。

注 2)機械式注入工法の場合は、可使時間の規定は適用しない。

注 3)温度上昇法とは、混合物の試料 300g を 500 cc のポリ容器に採取し、試料の中央部に温度計または熱電対温度計を設置し、一定時間ごとに試料の発熱温度を測定する。測定開始時間は混合開始からとする。発熱温度が急激に立ち上がる試料は、その立ち上がり時間の 70%を可使時間とする。発熱温度の急激な立ち上がりのない試料は、最高発熱温度到達時間の 50%を可使時間とする。

※ これらの項目については、施工条件等を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要がないものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

(2) 施行

- ① ひびわれ注入材の取り扱いに際しては安全対策に注意すること。材料の種類によっては溶剤を含むものがあり、火気に対する安全・衛生(換気等)に注意する。エポキシ樹脂等科学反応形の材料には皮膚への刺激等があるので、保護具を使用すること。
- ② ひびわれ注入材の保管は直射日光を避け冷暗所で行うこと。
- ③ 施工時の温度により可使時間が変化するので十分注意すること。可使時間を過ぎた材料は使用してはならない。
- ④ 二液タイプの材料は、主剤と硬化剤の適正な混合量を守り混合攪拌を正しく行うこと。一度混合した材料は残らないよう使い切り、混合する前の使い残したものは密閉して保管する。
- ⑤ ひびわれ注入材が所定の強度を発現するまで、雨水の進入防止、適正な温度管理、衝撃の防止等、適正な養生を行わなければならない。
- ⑥ 施工中に雨のかかる場所での作業は、中止するかシートをかけ養生して行うこと。
- ⑦ ひびわれ注入材は原則として5～30℃の範囲内で使用すること。気温が低下すると硬化が著しく遅くなるので(常温で1～2日養生)、5℃以下では必要温度を確保するよう適切な処置を行い施工しなければならない。
- ⑧ コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着し、脆弱部があると、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼすことになるため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。
- ⑨ コンクリート表面が濡れて、湿っている場合には、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼすことになるため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認しなければならない。
- ⑩ 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- ⑪ 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- ⑫ 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。

2 断面修復

(1) 品質規格

断面修復材は次表を満足するものでなければならない。

左官工法による断面修復材の品質規格

試験項目	試験体の履歴条件	基準値	試験方法
硬化時間 ※	—	固化時間は1時間以上であること。	JIS R5201
断面修復材の外観(塗装なし)	温冷繰り返し試験後	均一でわれ、はがれ、ふくれのないこと。	JIS A6909
硬化収縮性		硬化収縮率は0.05%以下であること。また、硬化に伴う発熱による反りかえりがないこと。	JIS A1129-3
熱膨張性	硬化収縮試験後	断面修復材の熱膨張係数は、 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下であること。	JIS K6911
コンクリートとの付着性	湿潤時	コンクリートと断面修復材との付着強度は1.5N/mm ² 以上であること。	JIS A6909
	耐アルカリ試験後		
	温冷繰り返し試験後		

塗装塗膜との付着性	温冷繰り返し試験後	塗膜と断面修復材との付着強度は、1.0N/mm ² 以上であること。	
圧縮強度	—	強度 24N/mm ² 以上であること。	JIS R5201

※ この条項については、施工条件を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要があるものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

(2) 施工

① モルタル工

使用する材料は、施工時の天候、温度、湿度、修復面の状態、塗り間隔等に適したものでなければならない。

② コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたり、脆弱部があると、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。

③ レイトンスや付着塩分および脆弱部の除去は、一般にディスクサンダーやサンドブラスト等を使用して行い、塵埃の除去にはコンプレッサーで清掃するのが効率的である。

④ 油脂類の除去はシンナーで拭き取ることが一般的である。

⑤ コンクリート表面が濡れていたり、湿っている場合には、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認しなければならない。

⑥ コンクリートの表面温度が40℃以上であると、表面に塗布した材料が発泡したり、変質したり悪影響を及ぼすことが多いため、40℃以上の場合には作業を中止するか、日光を遮蔽するなどして40℃以下になってからでなければ作業してはならない。

⑦ 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。

⑧ 反応硬化(固化)する材料で、可使時間(固化時間または凝固開始時間)を超えた材料は使用してはならない。

⑨ 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。

⑩ 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。

⑪ 断面修復部においては、ハツリ端部の形状がフェザーエッジとならないよう10mm程度のカッター目地を入れた後にハツリ作業を行うものとする。

3 鉄筋防錆材

(1) 品質規格

防錆処理材の規格は次表を満足するものでなければならない。

要求性能	試験項目		基準値	試験方法
防錆性	防せい性試験	処理部	防せい率 50%以上	鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準(案) ^{注1} を標準
		未処理部	防せい率 10%以上	
鉄筋との付着性	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上	
コンクリートとの付着性	耐アルカリ性		塗膜に異常が認められないこと	

注1) 日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説

付 1.3。

(2) 施工

ワイヤーブラシやサンドブラスト等で錆落としをした鉄筋は発錆しやすい状態にあるため、錆落とし後2時間以内を目途に鉄筋防錆材を塗布しなければならない。

また、使用する鉄筋防錆剤に適した使用方法で施工し、均一に塗布しなければならない。

4 橋梁塗装工

- (1) 現場塗装部については『鋼道路橋防食便覧(平成 26 年 3 月)』((社)日本道路協会)に従うこと。
- (2) 塗装仕様の品質管理については監督職員の指示に従うこと。
- (3) 現場塗装の状況が資料で確認できるように、周辺の環境の記録の塗装時間等の現場塗装の記録、写真を提出すること。
- (4) 足場上方の空き部分の養生等により、ケレンダストの飛散防止対策を十分に行うこと。
- (5) ケレン後は、ケレン全箇所について腐食等に伴う鋼材の減肉や断面欠損等の有無や損傷量を調査に整理し、監督職員に報告し、確認を得ること。鋼材の減肉や断面欠損等が確認された場合は、補修補強の可否や方法等について、監督職員と協議すること。
- (6) 足場上方の空き部分の養生等、塗料の飛散防止対策を十分に行うこと。
- (7) 現場塗装(下塗、中塗)後は塗膜厚等、監督職員の確認を得ること。
- (8) 塗装を行うにあたり支障となる占用物件がある場合は、工事施工計画時より占用者と綿密に協議、調整を行い、必要な処置を行うこと。

第8条(工事の徹底周知)

- 1 請負者は、工事着手2週間前を目途として工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。
- 2 請負者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。また、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように勤めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって請負者において処理するものとする。
- 3 上記チラシ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。
- 4 配布先については、監督職員と協議すること。

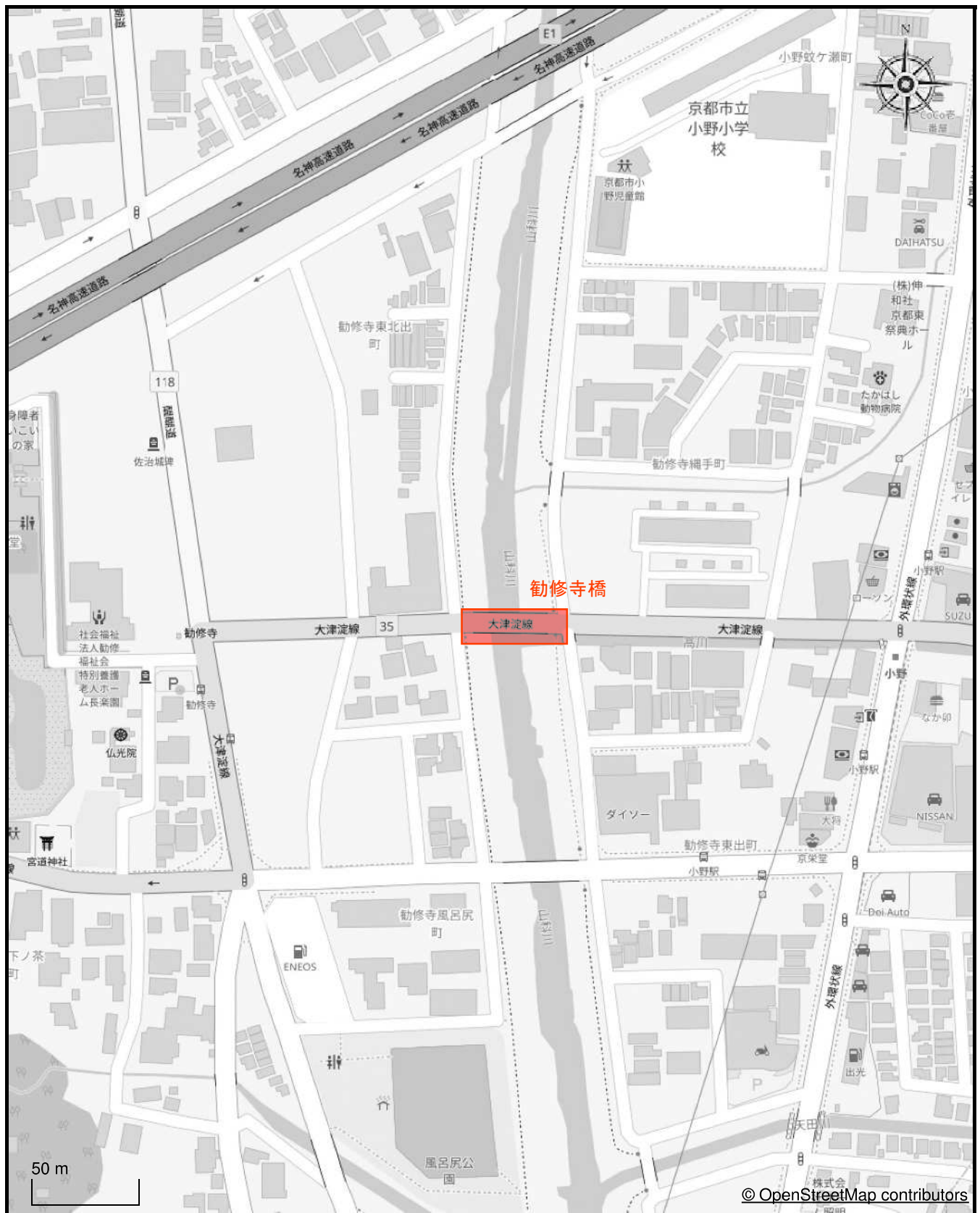
第9条(その他特記事項)

- 1 請負契約決定後直ちに本市担当職員(以下監督職員という)に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 2 工事関係車両を長時間、現場付近及び沿道に待機させてはならない。
- 3 本工事施工期間中、現場代理人は昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 4 本工事の施工に伴い、占用企業者とは、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 5 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがあるため、注意しておこなうこと。また、工事よ

り問題が発生した場合は請負者の責において対応し、監督員に報告すること。

- 6 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者工事と本工事とが影響する場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 工事に支障となる添架物または障害物がある場合は、関係機関と協議し、撤去または移設しなければならない。添架物の施工中の養生方法については、施工者の責において占用企業者と十分に調整すること。また、関係機関との協議に必要な資料を作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 9 本工事着手に伴い、河川管理者等との協議に必要な資料について、事前に作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 10 請負者は、施工に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、請負者の費用負担で現状に復旧しなければならない。
- 11 道路の規制については、関係機関等と十分協議のうえ、規制計画を策定すること。歩行者、自転車等の安全に十分配慮して計画すること。
- 12 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修・補強を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 13 施工前に躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならないため、監督員と協議を行うこと。
- 14 南畑人道橋の沓座補修工において、橋台の既設鉄筋の位置を確認するため事前に鉄筋探査を実施し、その結果を報告すること。なお、鉄筋探査工については、週休2日補正の対象としていない。

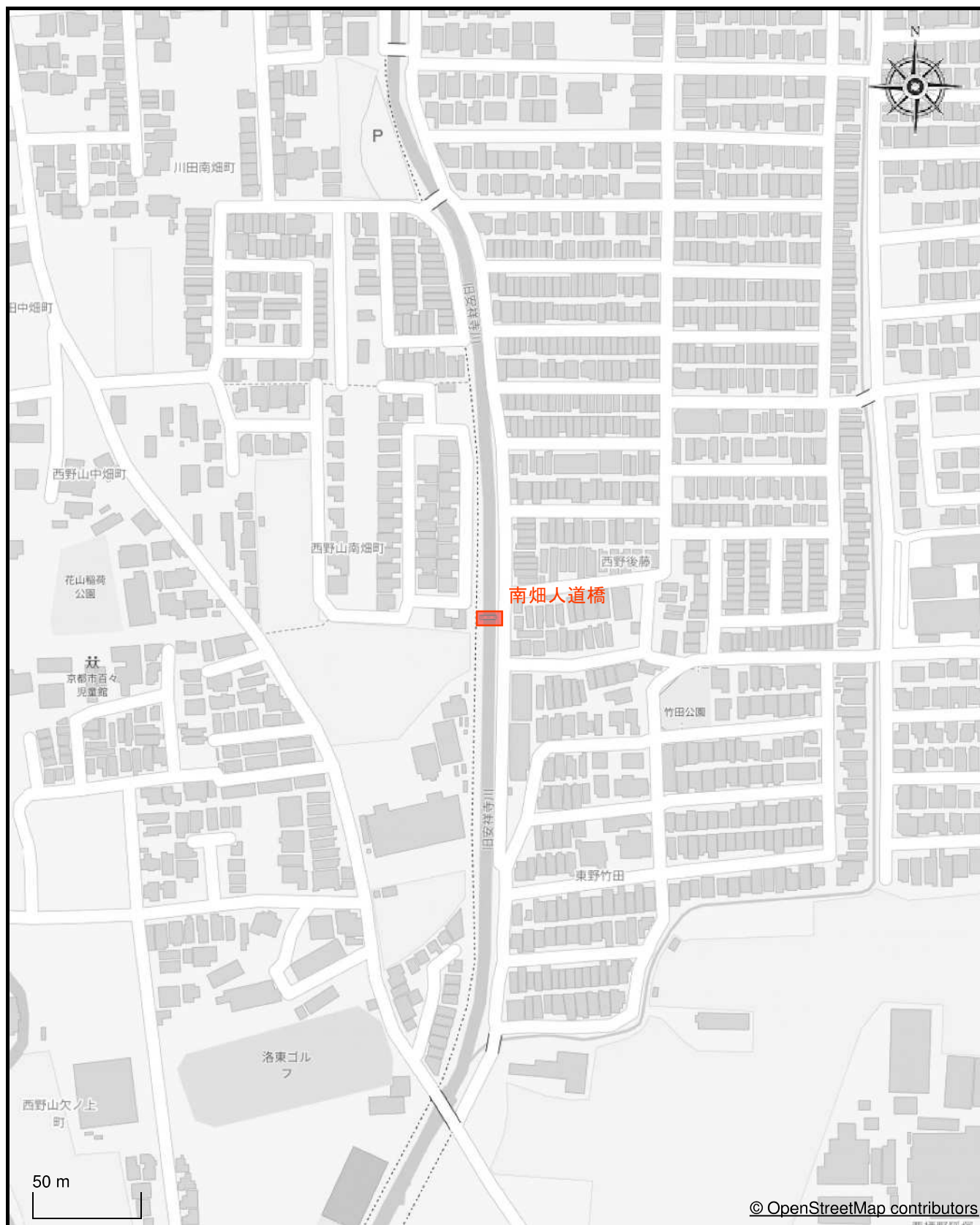
位置図



1 / 2500

橋梁名：勧修寺橋（かんしゅうじばし）
場 所：京都市山科区勧修寺東北出町
路 線：主要地方道大津淀線
交差物：一級河川山科川

位置図



1 / 2500

橋梁名：南畑人道橋（みなみはたじんどうきょう）
場 所：京都市山科区西野山南畑町
路 線：一般市道山科西野山緯5-1号線
交差物：一級河川旧安祥寺川